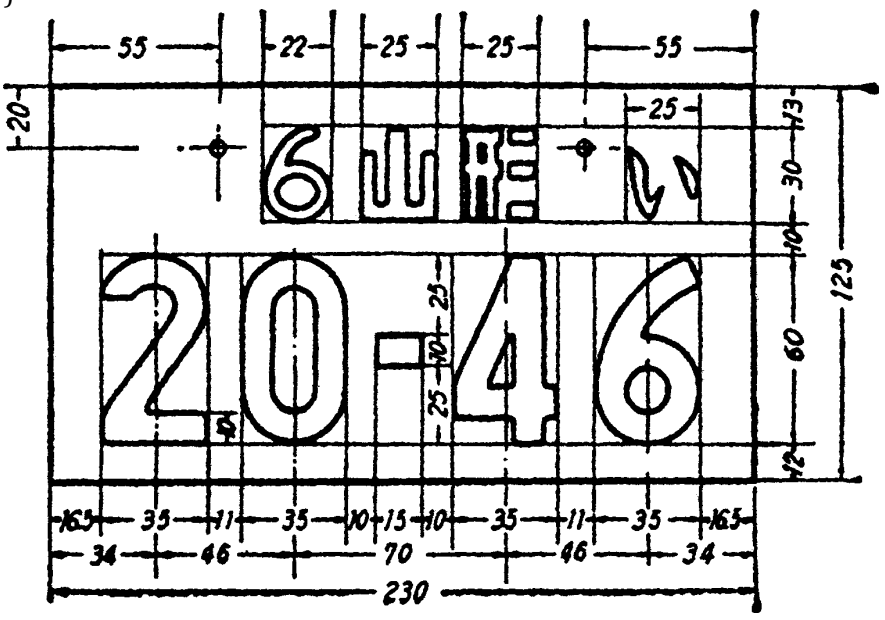
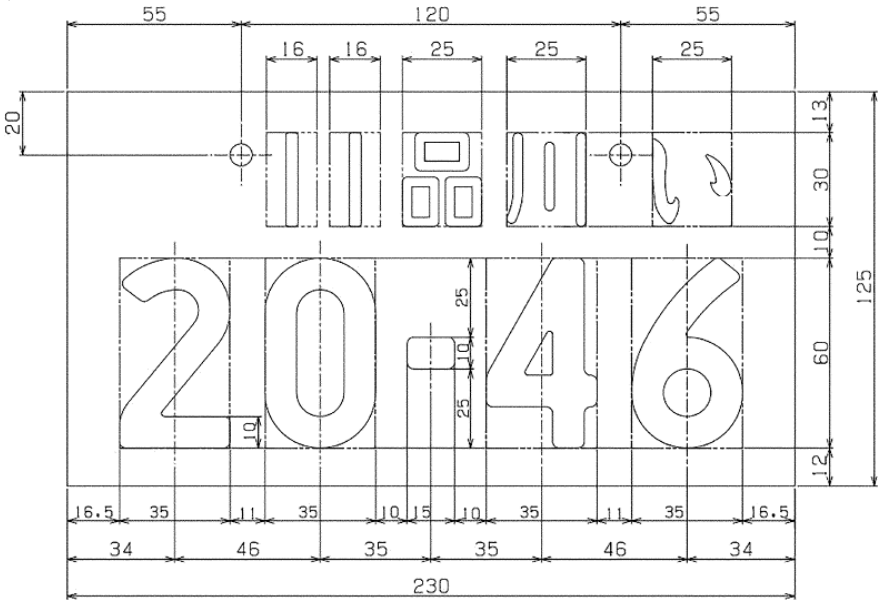
第十四号様式(車両番号標)(第六十三条の二関係)

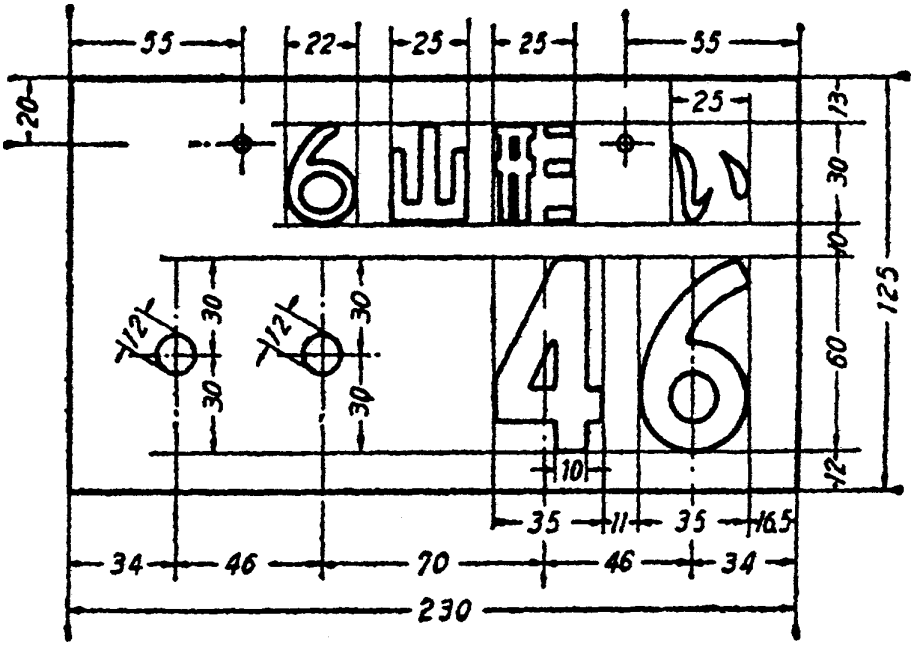
(その一)



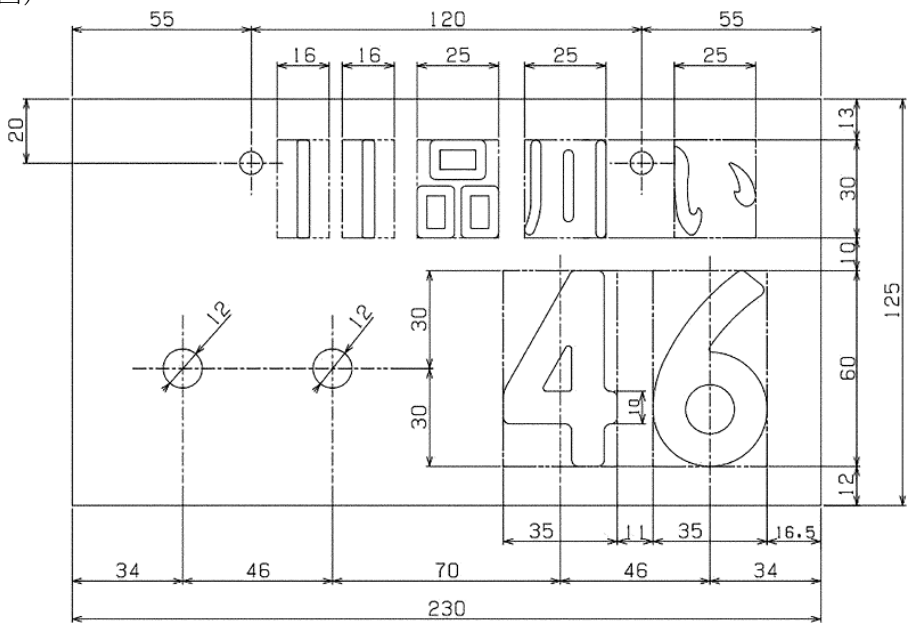
(その二)



（その三）


55
22
25
25
55
20
25
13
30
10
60
12
125
416
12
30
30
12
30
30
10
35
11
35
16.5
34
46
70
46
34
230

（その四）


55
120
55
16
16
25
25
25
20
13
30
10
125
60
12
30
30
12
12
10
35
11
35
16.5
34
46
70
46
34
230

備　考

(1)　車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四桁であるときは図(その一)又は図(その二)、数字が三桁以下であるときは図(その三)又は図(その四)の例によること。

(2)　車両番号は、浮出しとすること。

(3)　車両番号標の塗色は、自動車運送事業の用に供する自動車にあつては緑地に白文字とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字とすること。

(4)　運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは、当該文字が三文字の場合(⑸に規定する場合を除く。)は分類番号が一桁であるときは22ミリメートル、分類番号が二桁であるときは20ミリメートルとし、当該文字が四文字の場合は分類番号が一桁であるときは17ミリメートル、分類番号が二桁であるときは14.5ミリメートルとすること。

(5)　運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(第二文字目がケであるときに限る。)は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは分類番号が一桁であるときは19ミリメートル、分類番号が二桁であるときは20ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは分類番号が一桁であるときは22ミリメートル、分類番号が二桁であるときは20ミリメートルとすること。

(6)　寸法の単位は、「ミリメートル」とする。